

訪問看護重要事項説明書

〈令和 6 年 4 月 1 日現在〉

I

提供するサービスについての窓口

電話:0183-56-8145 ファックス:0183-56-8195

担当 佐々木達哉

※ご不明な点は何でもお尋ねください

II 訪問看護事業者の概要

法人名称	合同会社 ぶらむ	
代表者	佐々木達哉	
所在地	(住所)	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 32 番地 3 サンフラワー憩
	(電話)	0183-56-8145
	(FAX)	0184-56-8195
設立年月日	令和 6 年 1 月 12 日	

III 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	にこにこごてん訪問看護ステーション	
管理者	佐々木優	
所在地	事業所住所	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 32 番地 3 サンフラワー憩
	電話 FAX	0183-56-8145
		0183-56-9195
サービスの種類	訪問看護	
介護保険事業所番号	0562890046	
通常の事業の実施地域	湯沢雄勝・横手市	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	1 かかりつけ医師(主治医)の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものとする。 2 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。 3 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
運営の方針	・障害を持ってしまった小さなお子様や高齢・単身世帯や高齢夫婦のみの世帯の方々一人ひとりの状況に応じた切れ目のない医療を受ける事ができる様に地域関係機関と連携して包括的なサービスを継続的に提供します。 ・人格と意思を尊重した看護を提供します ・地域のコミュニティ活動に積極的に取り組み地域や地域に住む方々の信頼心身ともに健康で、やりがいをもって働ける職場づくりに努めます

(3) 事業所の職員体制 看護師スタッフ

看護師	月換算 2.5 名以上
-----	-------------

リハビリスタッフ 1 名

(4) サービス提供時間

サービス種類	平日(月～金)	祝日
訪問看護	午前 8:30～午後 5:30	午前 8:30～午後 5:30

※年末年始(12/30 から 1/3 は休日となります)

IV サービスの内容当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

V 利用料金 (1) 料金

医療保険による訪問看護は健康保険法に基づく利用料金となります。介護保険による訪問看護は介護保健法に基づく利用料金となります。費用の詳細につきましては、契約書別紙をご参照ください。

- ①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3) その他の費用

- ①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。
※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートルにつき 30 円のご負担となります。
- ②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。
※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。

- ③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の15日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。
- ④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。
介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑤その他の費用・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

VI キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

①利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
②利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の50%
③利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

VII 緊急時の対応サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名	
	連絡先			
居宅介護支援事業者	事業所名		ケアマネ	
	連絡先①			
	連絡先②			

VIII 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	公益財団法人 日本訪問看護財団
保険名	あんしん総合保険
保障の概要	賠償責任保険

Ⅸ 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	名称	にこにこごてん訪問看護ステーション 相談担当:佐々木達哉
	所在地	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 32 番地 3 サンフラワー憩
	電話番号	0183-56-8145
	FAX 番号	0183-56-8195
	受付時間	8:30~17:30

Ⅹ 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2. 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2. 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して 複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

Ⅺ 第三者評価機関について 当事業所は第三者評価機関による評価を受けておりません。

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名: 合同会社ぷらむ

説明者 佐々木達哉

(事業所名: にこにこごてん訪問看護ステーション)



サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者氏名 _____ 印

家族または後見人・代理人(続柄 _____) 氏名 印
